

## 養老町第一回臨時公会議録

平成二十九年第一回養老町議会の臨時会を養老町議会会議事堂に召集されたので会議を開いた。  
その次第は次のとおりである。

### ○議事日程（平成二十九年五月十二日第一日）

- 日程第一 会議録署名議員の指名  
 日程第二 会期の決定  
 日程第三 諸般の報告  
 日程第四 承認第三号 専決処分の承認について（養老町税条例の一部を改正する条例）  
 日程第五 承認第四号 専決処分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）  
 日程第六 承認第五号 専決処分の承認について（養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）  
 日程第七 承認第六号 専決処分の承認について（平成二十八年度養老町一般会計補正予算（第九号））  
 日程第八 承認第七号 専決処分の承認について（平成二十八年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第三号））  
 日程第九 同意第一号 固定資産評価員の選任同意について  
 日程第十 議案第三十四号 養北ことばの教室（仮称）建設工事請負契約の締結について

- 日程第十一 選任第二号 常任委員会委員の選任について  
 日程第十二 選任第三号 議会運営委員会委員の選任について  
 日程第十三 選任第四号 議会改革特別委員会委員の選任について  
 日程第十四 選任第五号 議会だより編集特別委員会委員の選任について  
 日程第十五 選任第六号 養老鉄道存続特別委員会委員の選任について  
 日程第十六 同意第二号 監査委員の選任同意について  
 （追加日程）  
 日程第一 許可第一号 議長の辞職許可について  
 日程第二 選挙第一号 議長選挙について  
 日程第三 許可第二号 副議長の辞職許可について  
 日程第四 選挙第二号 副議長選挙について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

### ○出席議員

- 議長 吉田 太郎  
 新議長 青山 貞一  
 一 番 北倉 義博  
 二 番 岩永 義仁  
 三 番 長澤 龍夫  
 四 番 大橋 三男  
 五 番 三田 正敏  
 六 番 吉田 太郎  
 七 番 早崎 百合子  
 八 番 野村 永一

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

|          |      |     |       |
|----------|------|-----|-------|
| 町長       | 大橋孝  | 九番  | 田中敏弘  |
| 副町長      | 長谷川悟 | 十番  | 松永民夫  |
| 教育長      | 並河清次 | 十一番 | 林輝見   |
| 総務部長     | 田中信行 | 十二番 | 青山貞一  |
| 兼総務部長    | 川地憲元 | 十三番 | 水谷久美子 |
| 総務部 総務課長 | 古川一夫 | なし  |       |
| 住民福祉部長   | 高木勉  |     |       |
| 兼住民福祉部長  | 高橋正人 |     |       |
| 住民福祉部    | 松岡弘泰 |     |       |
| 住民福祉部    | 木村嘉志 |     |       |

○欠席議員

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

|                           |       |
|---------------------------|-------|
| 産業建設部長                    | 桐山一則  |
| 兼水道部長                     |       |
| 産業建設部参事                   | 高木伸一  |
| 産業建設部課長                   | 前田勝治  |
| 産業建設部                     | 伊藤幸広  |
| 農林振興課長                    |       |
| 産業建設部企業誘致・商工観光課長          | 大倉修   |
| 産業建設部                     | 田中一也  |
| 兼会計管理者                    | 田中隆   |
| 教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長 | 佐藤昌子  |
| 教育委員                      | 久保寺利明 |
| 消防長                       | 野村博治  |
| 消防次長                      | 渡辺章博  |
| 消防次長                      | 近藤清隆  |
| 消防警防課長                    | 三和隆夫  |
| 議会議務局長                    | 佐藤嘉但  |
| 議事事務局書記                   | 國枝利法  |

(開会時間 午前九時二十九分)

○議長(吉田太郎君) 平成二十九年第一回養老町議会臨時会を開会に当たり、議員並びに執行部各位には何かと御多用のところ、御出席賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員御起立をお願いします。傍聴者の皆さんも御一緒にお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——  
ありがとうございます。御着席ください。

本日の議会は全員出席であります。

ここで、町広報員に限り、今臨時会の議場内の写真撮影並びに報道機関に限り、傍聴席より議場内の会議状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。

ただいまから平成二十九年第一回養老町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(吉田太郎君) 日程第一、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、十番 松永民夫君、十一番 林輝見君を指名します。

○議長(吉田太郎君) 次に日程第二、会期の決定を議題といたします。

ここで、五月九日、議会運営委員会が開催され、本臨時会の日程について審査されました。

議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 林輝見君。

○議会運営委員長(林輝見君) 議会運営委員会の報告を行います。

去る五月九日午前十時より、委員及び正・副議長、並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、平成二十九年第一回臨時会の日程等についてであります。

まず、会期については本日の一日として、議事日程については、一、開会宣言に続いて、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、議案の審議、六、議会構成の案件、この順序で議会運営を行うことに決定されました。

次に、審議する議案につきましては、専決処分承認についてが五件、人事案件についてが一件、契約の締結についてが一件、以上合計七件であります。審議方法につきましては、議事日程の日程第四、専決処分の承認について(養老町税条例の一部を改正する条例)から日程第八、専決処分の承認について(平成二十八年年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算(第三号))までの五議案と、日程第十、養北ことばの教室(仮称)建設工事請負契約の締結についての計六議案については、それぞれ逐条上程し、提案説明を受け、質疑・討論を経て採決を行うこと。次に、日程第九、固定資産評価員の選任同意についての一議案については、同意の人事案件につき、上程後に提案説明を受け、質疑を行い、討論は省略することとし、採決を行うこと。以上のように決定いたしました。

また、議会構成の案件につきましては、常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任、各特別委員会委員の選任三件、監査委員の選任同意、合計六件であります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(吉田太郎君) 議会運営委員会委員長の報告が終わりいたします。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本臨時会の会期は本日一日にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日一日と決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、監査委員から地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成二十八年二月及び三月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されており、また、監査委員から辞職願が提出されました。

さらに、議会閉会中に議会改革特別委員会委員、議会だより編集特別委員会委員及び養老鉄道存続特別委員会委員から辞職届が議長に提出されましたので、委員会条例第十二条第二項に基づき、辞任を許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いします。

○町長（大橋 孝君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は臨時議会ということで、議員の皆さん方には何かと御多用の中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

三月二十日からのオープン以来、もう二カ月ほどたちましたけれども、幾つかの事業が順調にこなされているというふうに思っております。この五月三十一日、それから六月一日と、全日本愛

瓢会の展示会が行われるわけでございますけれども、この折には秋篠宮殿下も御参加をされるということでございます。全町挙げて養老町らしいおもてなしができればというふうに思っております。議員の皆様方にも御協力をいただけるとありがたいなと思っております。

また、六月十一日には全国のラジオ体操がございます。千三百人ということを目指してまいります。議員の皆様方にもぜひとも御参加をいただければというふうに思っております。まだまだ長丁場ではございますけれども、庁内の各担当も一生懸命やっておりますので、今後とも御協力のほうをよろしくお願いを申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。本日は御苦労さまでございます。

○議長（吉田太郎君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（吉田太郎君） それでは、日程第四、承認第三号から日程第八、承認第七号までの五議案は、逐条上程後、質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第四、承認第三号 専決処分の承認について（養老町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第三号 専決処分の承認について（養老町税条例の一部を改正する条例）の説明をさせていただきます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成二十九年三月三十一日に公布され、平成二十九年四月一日から施行されることに伴い、養老町税条例の一部を改正し、平成二十九

年三月三十一日に専決処分をしたものでございます。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田太郎君） 補足説明を古川税務課長。

○総務部税務課長（古川一夫君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の税条例新旧対照表をごらんください。

まず、一ページをごらんください。

最初に、第二十六条第四項及び第六項、個人住民税の所得割の課税標準で上場株式等に係る配当所得等について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して課税方式を決定できることを明確化する規定の整備でございます。

二番、続いて二ページ中段をごらんください。

第二十六条の十において配当割額または株式譲渡所得割額の控除に関して、第二十六条第四項及び第六項の改正に伴い、所要の規定の整備でございます。この改正につきましては、個人住民税の配当割の特定上場等の配当につきましては、所得税、個人住民税ともに総合課税、申告不要、申告分離課税の選択制になっておりまして、所得税の確定申告が提出された場合であっても、その後個人住民税が提出された場合は、その申告書に記載された事項をもとに課税できるということを明確化するために改正されたものでございます。

続いて、三ページ三行目をごらんください。

第三十二条の六、第三十二条の八において、今回の法律改正によりまして法人町民税に関する延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備でございます。

めくっていただきますして、続いて七ページ中段をごらんくださ

い。

第四十条の二において固定資産税の課税標準に関し、震災等により滅失した償却資産等に対する軽減特例措置に関する規定の整備でございます。

続いて、下段をごらんください。

第四十条の三において、わがまち特例の導入でございます。保育の受け皿整備のための家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、または事業所内保育事業（定員五名以下）に係る課税標準の特例措置について割合を定める規定を設ける規定の整備でございます。これは、女性の就業が進んでおりまして、待機児童解消による保育の受け皿整備促進のために保育事業を行う施設の用に供する固定資産税の課税標準を二分の一とするもので、この特例では三分の一以上三分の二以下の範囲で市町村が定めることができておりまして、二分の一は国の標準的な基準に基づいた割合としております。

続いて、八ページ上段をごらんください。

第四十二条の六において、居住用超高層建築物に係る固定資産税について人の居住の用に供する専用部分における案分方法の規定の整備でございます。

続いて、中段をごらんください。

四十二条の六の二において被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災発生後四年度分限り、所有者の申し出により従前の共用土地に係る税額の案分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定の整備でございます。

続いて、十ページをごらんください。

四十二条の六の三において被災住宅用地の申告に関し、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災発生後四年度分に

限り特例を適用する常設規定の整備でございます。これにつきま  
しては、きのうもちょっと地震がありました。熊本地震を初め  
震災が頻発していることを踏まえまして、被災者や被災事業者の  
不安を早期に解消するとともに復旧や復興の動きにおくれること  
なく、税制上の対応を相当する観点から、あらかじめ災害に関する  
規定が常設されたものでございます。

続いて、十一ページをござらぬください。

附則第五条で、肉用牛の売却による事業所得に係る特例を三年  
間延長する規定の整備を行うものでございます。

続きまして、十一ページ下段をござらぬください。

附則第七条、読みかえ規定で、法律の改正に合わせて条例のず  
れが出ておりますので改正しておるものでございます。

続いて、十二ページをござらぬください。

附則第七条の二では、わがまち特例の割合を定める規定の整備  
で、第十項では一定の企業主導型保育事業を行う施設の用に供す  
る固定資産の課税標準を最初の五年間二分の一とするものでござ  
います。また、第十一項では緑地保全・推進法人が土地を所有し、  
または無償で借り受けて緑地を設置、管理する場合は、その用に  
供する土地について課税標準を最初の三年間価格に三分の二の割  
合を乗じた額とするもので、これにつきましても国の標準的な基  
準に基づいた割合としております。

続いて、十二ページ最下段をござらぬください。

第七条の三でございます。優良住宅等に対する固定資産税の減  
額の規定を受けようとする者がすべき申告について、耐震改修で  
耐震基準適合住宅や外壁等の熱の損失の防止に資する一定の改修  
工事が行われた住宅で固定資産税の減額の規定を受けようとする  
者がすべき申告に関する規定の整備を行うものでございます。

続いて、めくっていただきまして十六ページをござらぬください。  
軽自動車の関係でございますが、続いて十六ページをござらぬく  
ださい。

附則第十三条第三項で軽自動車のグリーン化特例、経過の部分  
についてでございますが、適用期限を二年間延長する規定の整備  
をするものでございます。

第五項、第六項、第七項において、登録年度における軽減率の  
整備を二年度分について行うものでございます。これが五項、六  
項、七項ということで順番に税率が決まっておりますということ  
でございます。

それから、同条の第二で賦課徴収に係る特例についての規定の  
整備を行うものでございます。

続いて、十九ページの上段を見てください。

附則第十三条の三第二項において、特定配当等に係る所得につ  
いて提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案し  
て市町村が課税方式を決定できることを明確化するための規定の  
整備でございます。

続いて、十九ページ下段をござらぬください。

附則第十四条の二で、優良住宅の造成のために土地等を譲渡し  
た場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について適用期限を三年  
間延長する規定の整備でございます。

続いて、二十ページ下段をござらぬください。

附則第十八条の二第四項、第十八条の三第六項では、特例適用  
配当所得等に係る所得について提出された申告書に記載された事  
項、その他の事情を勘案して町が課税方式を決定できることを明  
確化する規定の整備でございます。

次に、養老町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する

条例についてであります。めくっていただいで、次に附則第五条による改正関係と新旧対照表がついておると思いますので、次のところですね。

附則第六条で平成二十六年の税条例改正中、軽自動車税の経過措置における現行の軽自動車税を種別割に変更するという規定の整備でございます。これは三月の議会でも一度やっておりますところの部分でございます。

次に、養老町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（附則第六条による改正関係）についてでございます。これもめくっていただいで、次に新旧対照表がついてございます。

平成二十八年の税条例改正中、附則第六条による改正関係の改正により、第一条の二中、養老町税条例の附則の整備、第二条として軽自動車に関する税率に関する規定の整備をすることとなっております。

なお、この条例につきましては、平成二十九年四月一日から施行されます。

ただし、附則第六条については公布の日、附則第五条については平成三十一年十月一日、附則第七条の二は第十一项を第十二項とし、第九項の次に次の二項を加える改正規定となっております（同条第十一项に係る部分に限る）、都市緑地法の一部を改正する法律（平成二十九年法律）の施行日の日となっております。

附則第二条は、町民税に関し新条例における適用条例の経過措置の規定、附則第三条は、固定資産税に関する経過措置で、新法に規定する震災等に係る償却資産や土地に対する適用年度に係る規定、附則第四条は軽自動車税に関する経過措置で、軽自動車に関する不足額に対し、所有者以外の第三者が原因の場合は、その第三者に申し出の機会を与えることができるという規定でございます。

ます。

以上、少し早くなりましたが、改正条例の補足説明とさせていただきます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 十一ページなんですけれども、十一ページの二行目、当該被災年度の翌年度から被災年の一月一日から

起算して四年を経過する日を賦課期日とする固定資産税についてはということですが、例えばその被災年の十二月三十日に災害が発生した場合、当然被災年というのはその年の一月一日ですので、実質三年ぐらいの対応というふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（吉田太郎君） 古川税務課長、答弁。

○総務部税務課長（古川一夫君） 水谷議員の御質問でございますが、今言われたように実際のところはそういう形の計算になってくると思われますが、今条例ができたばかりでございますので、またいろいろと変わってくるかと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 国の条例に伴って町も対応するわけですから、被災年というのは特に災害はいつ起こるかかわからないという状況の中で、当然発生年日から四年間というふうだと非常に被災者に対しても法律の趣旨の安全・安心という不安が解消されるというふうになりますけれども、今言いましたように、

その年の年末ぎりぎりということになると、丸一年間この条例が適用しないということ、国のほうではこれらの何か充足なり説明なり、どういうふうにといいふうな議論があったかということをお尋ねしておきたいと思えます。

また、法律ができたばかりということですが、今後この条例に伴ってそういう種の世論が広がれば、また国のほうも考える余地はあるのかどうかということですが、担当課としてはどういうふうにかこれを理解されるか、所見をお聞きしておきたいと思えます。

○議長（吉田太郎君） 古川税務課長、自席で答弁。

○総務部税務課長（古川一夫君） 今、水谷議員の御質問でございますが、先ほど私も申しましたけれども、国のほうでまだ喧々譁々とやっておるところもあるかと思われ、養老町といたしましてはそういう地域に指定されればどうか、そのときに起きればそういうことを即座にやらなきゃいけないということが出てきますので、対応等について即座にできるように進めたいと思えます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に日程第五、承認第四号 専決処分

の承認について（養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第四号 専決処分の承認について（養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の説明をさせていただきます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成二十九年三月三十一日に公布され、平成二十九年四月一日から施行されることに伴い、養老町国民健康保険条例の一部を改正し、平成二十九年三月三十一日に専決処分をしたものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 補足説明を高木住民福祉部長。

○住民福祉部長兼住民人権課長（高木 勉君） それでは、私のほ

うから補足説明をさせていただきます。

資料の後ろから四枚目にあります養老町国民健康保険条例の新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思えます。

第二十八条第二号では、国民健康保険税の軽減措置について五割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行「二十六万五千円」から「二十七万円」に、同条第三号では二割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を現行「四十八万



円」から「四十九万円」に引き上げるものであります。

この条例は、平成二十九年四月一日から施行しております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 今の説明の中で、文言としてそれぞれを引き上げるといふ文言があったんですが、対象者に対してはこの税

の負担が高くなるのか安くなるのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 高木住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼住民人権課長（高木 勉君） ただいまの松永議員の御質問にお答えいたします。

今回、引き上げといふ文言になっております軽減所得判定の金額でございますが、これは低所得者に対する軽減の対象となる枠を広げるといふ意味合いでございます。被保険者の方につきましては税の負担を軽くすることになります。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 今の数字を改めることによつて収入減となるということ、影響額はどれくらい試算してみえるんですか、お尋ねします。

○議長（吉田太郎君） 高木住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼住民人権課長（高木 勉君） ただいまの田中議員の御質問にお答えをいたします。

今回の改正によりまして、四月一日現在の被保険者及び世帯数

と二十七年中の所得をもとにいたしました試算をいたしております。その結果でございますが、五割軽減対象の方が十三世帯で二十一人の増、そして二割軽減の対象の方が三世帯で十七人の増となりまして、減税の税額をいたしましては約八十七万円の増額となります。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 今の二つ項目があるわけですが、別々でわ

かりますか。今合計で八十何万と言われた。意味おかしいかな。

○議長（吉田太郎君） 高木住民福祉部長、自席で答弁。

○住民福祉部長兼住民人権課長（高木 勉君） 五割軽減の対象者世帯につきましては六十三万一千五百円で、二割軽減に対しましては二十三万六千三百六十円でございます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり承認することに賛成諸君の挙手を求めます。  
〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に日程第六、承認第五号 専決処分の承認について（養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第五号 専決処分の承認について（養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）の説明をさせていただきます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成二十九年三月二十九日に公布され、同年四月一日より施行されることに伴い、養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正し、平成二十九年三月三十一日に専決処分をしたものでございます。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせていただきます、十分な御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田太郎君） 補足説明を近藤消防次長。

○消防次長（近藤清隆君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「基準政令」）において、損害補償の算定の基礎となる額の加算額及び加算対象については、国家公務員の給与・手当等を定める一般職の職員の給与に関する法律により、扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められております。

昨年十一月に一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことを受け、基準政令で定められている扶養親族加算額及び加算対

象区分が改正され、これに伴い、養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

次に、施行日につきましては、この条例は、平成二十九年四月一日から施行されるものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に日程第七、承認第六号 専決処分の承認について（平成二十八年年度養老町一般会計補正予算（第九号））を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第六号 専決処分の承認について（平成二十八年年度養老町一般会計補正予算

(第九号)につきまして、その概要を説明させていただきます。  
今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ一億七十万三千円を減額し、予算総額を百九億八千六万一千円とするもので、平成二十九年三月三十一日付で専決処分をしたものでございます。

主な補正の内容は、養老改元一三〇〇年事業基金積み立てのほか、スマートインターチェンジ建設事業や養老改元一三〇〇年プロジェクト事業など、各事業の事業費の確定に伴うものや、地方譲与税や地方交付税、県支出金などの交付額の確定に伴うものがございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足を説明させていただきますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長(吉田太郎君) 補足説明を田中総務部長。

○総務部長兼総務課長(田中信行君) それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、十四ページの歳出から説明させていただきます。

款二総務費、項一総務管理費、一目一般管理費では、ふるさと納税推進事業で寄附金額の減額に伴い、楽天市場出店手数料、記念品発送業務委託料などで七百三十八万七千円を減額し、六目企画費では、説明欄二行目、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業で委託事業費の入札差金により委託料二百二十七万一千円を減額し、三行目、ケーブルテレビ行政情報番組作成事業に、ふるさと納税寄附金七十二万七千円を充当するため財源更正を行い、七目ふるさと応援基金費では、当初予算では寄附金の全額を積み立てる予算を計上していましたが、寄附金総額一千三十二万円のうち七百三十万円を基金に積み立てるため、当初予算との差額二千九百七十万円を減額し、十九目養老改元一三〇〇年事業基金費では、養老改元一三〇〇年事業寄附金九百四十五万円を基金に積

み立てるため同額を増額いたしました。

次に、十七ページの款九消防費、項一消防費、三目防災費では、防災無線等管理事業にふるさと納税寄附金九十九万三千円を充当するため、財源更正を行いました。

次に、歳入について説明をさせていただきます。

九ページの地方譲与税から十一ページの地方交付税までにつきましては、それぞれ交付額が確定しましたので、その過不足額を補正したものでございます。

次に、十二ページの款十六寄附金、項一寄附金、二目総務費寄附金では、養老改元一三〇〇年事業寄附金九百四十五万円を増額し、ふるさと納税寄附金(一般分)では件数的には二十七年度四百八十二件、二十八年度四百六件と七十六件の減少でございますが、寄附金の返礼率を一割から約三割に引き上げた影響などにより、一件当たりの寄附金額が減少となるなど、当初の見込みより減額となりまして、二十八年度寄附金額は一千三十二万円でございますので、当初予算との差額二千六百六十八万円を減額いたしました。また、寄附金の充当については、寄附者の御意向に沿い、それぞれ輝く人のまち、活力のあるまち、安心・安全なまち、地域経営の推進の各事業に総額で三百二十万円を充当し、七百三十万円は基金に積み立てを行っております。

次に、款十七繰入金、項一基金繰入金、一目財政調整基金繰入金では、財源調整として八千二百四十九万九千円を減額いたしました。

次に、戻っていた六ページの「第二表 地方債補正」では、地方債の借入額の確定、補正予算の修正などに伴い、地方道路等整備事業債で限度額を一千七百三十万円増額し、補正後の限度額を一億四千九十万円、社会資本整備総合交付金事業債で限

度額を一千七百五十万円減額し、補正後の限度額を六千五十万円とするものでございます。

以上で総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 補足説明を高木住民福祉部長。

○住民福祉部長兼住民人権課長（高木 勉君） それでは、私のほうからは住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

まず、十四ページの歳出から御説明させていただきます。

款二総務費、項一総務管理費、十八目まちづくり整備基金費では、福祉事業寄附金の御寄附がありましたので、基金に積み立てるため、二十万六千円を増額いたしました。

次に、款四衛生費、項二清掃費、一目塵芥処理費では、事業の執行額が確定しましたので、分別回収事業費百九十九万二千円を減額いたしました。また、塵芥処理費では、ふるさと納税寄附金の充当により、財源更正をいたしました。

次に、十二ページの歳入について御説明申し上げます。

款十六寄附金、項一寄附金、三目民生費寄附金については、福祉事業にと御寄附をいただいた二十万六千円を増額いたしました。なお、この寄附金は、ひとまずまちづくり整備基金に積み立てた後、平成二十九年度の補正予算で（仮称）養北ことばの教室に係る備品購入費の財源更正をしたいと思います。

以上で住民福祉部の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 補足説明を桐山産業建設部長。

○産業建設部長兼水道課長（桐山一則君） それでは、私から産業建設部に関する補正予算の補足説明を申し上げます。

最初に、歳出の説明をさせていただきます。

まず、十四ページの款二総務費、項一総務管理費、六目企画費の地方バス路線維持事業では、路線バス使用料の増収に伴い、事

業所からの補助申請額が減少したことにより、三百二十六万八千円減額いたしました。

七目地域振興費のオンデマンドバス運行事業費では、ふるさと納税寄附金からの充当により五十九万円の財源更正をいたしました。

款四衛生費、項二清掃費、三目コミュニティプラント管理費では、汚泥の収集運搬量の減少に伴い、委託料三百万円を減額いたしました。

次に、十五ページの款六農林水産業費、項一農業費、三目農業振興費の就業改善センター維持管理費では、事務室、和室空調機設置工事の入札差金により百二十万二千円を減額いたしました。機構集積協力金交付事業費では、新規集積面積として交付額に反映する面積の減少により、百八十二万五千円を減額いたしました。

四目畜産業費の酪農振興対策支援事業では、効率的後継牛確保対策支援事業の対象頭数の減により、三十九万円を減額いたしました。

項二林業費、二目林業振興費の有害鳥獣駆除事業費では、鳥獣被害防止総合対策整備事業補助金や野生獣被害集落緊急支援事業費の事業額変更等により、百六十八万六千円を減額いたしました。三目林業整備費の林道維持管理費では、緊急林道修繕箇所の実績減により、九十七万二千円を減額いたしました。

次に、款七商工費、項一商工費、三目観光費の東海自然歩道及び養老山頂登山道維持管理費では、東海自然歩道沢田公衆トイレ新築事業費の入札差金六十七万二千円、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業の中で養老公園滝前遊歩道整備事業費の入札差金九十万一千円、養老公園滝前店舗修景等事業費では事業費確定に伴い一千七十三万七千円、直江の滝、森林散策道整備事業の工事請

負費の入札差金六十一万七千円、それぞれの合計一千二百二十五万五千円減額いたしました。

次に、十六ページの款八土木費、項二道路橋梁費、一目道路橋梁総務費の道路台帳関係費では、町道網の見直しに係る事業スケジュールの見直しにより、平成二十八年度の業務量が減少し、百九十七万七千円を減額いたしました。

二目道路橋梁維持費の除雪対策費では、例年より降雪量が多く、除雪、凍結防止剤散布に係る委託費について当初予算を上回ると予測されたため補正により増額を行いました。その後、除雪等に係る委託費の支出が予測を下回ったため、六百六十五万七千円減額いたしました。

三目道路橋梁新設改良費の簡易舗装工事費では、工事の入札差金により二百六十万円を減額いたしました。道路新設改良費では、事務委託業務及び道路改良工事の入札差金等により七百一十一万五千円を減額いたしました。スマートインターチェンジ建設事業では、用地買収の範囲の確定や工事の入札差金等により一千三百七十五万九千円を減額いたしました。東海環状自動車道促進事業では、町道の除草範囲の減少や委託業者の選定結果により、二百四十五万円を減額いたしました。

項三河川費、二目悪水路維持費の悪水路維持費では、南直江浸水対策排水機場予備設計委託業務の入札差金により、二百五十一万五千円を減額いたしました。

次に、十七ページの項五、一目住宅管理費の町営・改良住宅管理費では、改良住宅に係る法的措置の件数が予定件数を下回ったことにより二百万円減額いたしました。町営・改良住宅補修費では、住宅修繕件数が減ったことにより四百万円減額いたしました。

次に、款九消防費、項一消防費、四目水防費の水防管理費では、

団員の出勤を要する事態が発生しなかったことにより、百二十万円減額いたしました。

続きまして歳入について御説明申し上げます。

十一ページの款十四県支出金、項二県補助金、一目総務費県補助金では、事業の確定に伴い、地方バス路線維持費補助金を二十八万八千円増額いたしました。

四目農林水産業費県補助金、一節農業費補助金では、機構集積協力金交付事業費補助金を百八十二万五千円、酪農振興対策支援事業補助金を十九万五千円、それぞれ事業の確定に伴い減額いたしました。二節林業費補助金では、補助金の事業採択変更に伴い、鳥獣被害防止総合対策整備事業補助金を百一十一万一千円増額し、野生獣被害集落緊急支援事業費補助金を百五十八万七千円減額いたしました。また、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金を事業費の確定に伴い六十一万七千円減額いたしました。

五目商工費県補助金では、養老公園滝前店舗修景等事業費の減額により、県営公園誘客推進事業費補助金五百一十一万九千円、東海自然歩道沢田公衆トイレ新築事業費の減額により、自然環境整備補助金三十万二千円、それぞれ減額いたしました。また、野外ステージ改修事業及び養老公園滝前遊歩道整備事業に対して、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金が交付されることになりましたので、三百八十万円増額いたしました。

次に、十二ページの款十七繰入金、項一基金繰入金、六目コミュニティ・プラント事業基金繰入金では、委託料の減額に伴い、基金繰入金を三百万円減額いたしました。

次に、十三ページの款二十町債、項一町債、三目土木債では、平成二十八年度の町単工事と交付金事業の完了と起債額の確定及び補正時の科目誤りに伴い、地方道路等整備事業債を一千七百三

十万円増額し、社会資本整備総合交付金事業債を一千七百五十万円減額いたしました。

以上で産業建設部に関する補正予算の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 補足説明を佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（佐藤昌子君） 失礼いたします。それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

まず、歳出について説明申し上げます。

十七ページ、款十教育費、項二小学校費、一目学校管理費では、平成二十八年度に予定をしております給食調理員の確保ができなかったことに伴い、賃金において予算現額との差額三百二十五万円を減額いたしました。なお、財源更正として、ふるさと納税寄附金を五万円充当しております。

また、十八ページ、項三中学校費、一目学校管理費でも同様に給食調理員の確保ができなかったため、賃金で百四十六万八千円を減額しております。

続きまして、項六保健体育費、一目保健体育総務費では、東部町民体育館耐震大規模改修工事及び池辺町民体育館解体工事の実設計業務委託料の入札差金として百四十八万八千円を減額いたしております。財源更正として、ふるさと納税寄附金の六十五万円を充当しております。

以上で教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） ふるさと納税の寄附金の一般分ですけれども、平成二十七年、二十八年度では協力事業者の動向はどういうふうな内容なのかについてお尋ねをしたいと思います。

それから、衛生費の関係ですが、分別回収事業費です。百九十九万二千円の減額ですけれども、この事業費についてなんですけれども、恐らく一キロ単価六円で各種団体が集めている資源ごみに補助をしているという内容だと思っておりますが、具体的に減になった理由についてお尋ねしたいと思います。

最後になりますますが、今回の補正は平成二十八年度第九号として提案をされたわけですが、各自自治体の一般会計予算において九回補正をするということに対しての見解ですね、副町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 田中総務部長、答弁。

○総務部長兼総務課長（田中知行君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えします。

ふるさと納税の協力していただいている事業者の動向ということでございますが、二十八年度現在では二十四品目でございますが、当初始まったときは、たしか十なかったような記憶をしておりますが、現在は二十四品目までふえているということでございます。

また、現在申し込みも来ておりますので、今後ふえてくると思えます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田太郎君） 木村生活環境課長、答弁。

○住民福祉部生活環境課長（木村嘉志君） 先ほどの水谷議員の御質問についてお答えいたします。

廃棄物の再生可能な資源ということで分別回収事業を実施して

いる団体について、先ほどのとおり助成金が一キログラム当たり六円の助成をする事業でございます。平成二十八年度におきましては、子ども会、PTA、町内会、老人クラブ等合わせて八十八団体、昨年度は八十九団体ですので一団体減となっております。

また、内訳の総重量ですけれども、予算としては一千三百一十トンで六円を掛けて七百八十六万六千円という形でしたけれども、実際には九百七十八・八トン、こちらのほうで五百八十七万四千円という形で確定いたしましたので、減額として百九十九万二千円を減額するものでございます。

内訳といたしましては、子ども会のほうが昨年よりも三団体の減、それとPTAが一団体の増、町内会のほうが一団体の増、女性団体のほうが一団体の減、老人クラブのほうが一団体の増というところで、合計一団体の減という形になりました。以上です。

○議長（吉田太郎君） 長谷川副町長、答弁。

○副町長（長谷川 悟君） 水谷議員の御質問にお答えしたいと思えます。

多分補正回数が多いのが問題じゃないのかという御趣旨かと思えますけれども、回数というよりも補正を必要とした理由ですね、そちらのほうが重要かと思えます。昨年度の補正回数が多くなつたのは、例えば除雪経費が年度当初想定していたよりも大雪が降つて必要だということで補正したりとか、そのときの実情に合わせて補正はせざるを得ないと思えますので、ただ先生が常々おっしゃってみえる年度当初にしっかりと見積もるべきではないかという部分については、見積もれていないという部分があるとすればそれは反省すべきだろうと思えますし、社会情勢が非常に激しく動いておりますので、その実情に合わせて補正もかけていくべきではないかという部分もあるということでお答えさせていただきます。

たいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 分別回収事業費の関係ですけれども、

先日、第二次一般廃棄物処理基本計画の説明を全協の後にさせていただきましたが、そこでも御指摘したんですが、町内の至るところに民間の資源回収の事業ボックスがあつて、かなり町民の方がそこを利用されている姿を非常に多く見るわけですけれども、そういうふうなこともこの減につながつていて、団体の助成額の減になつているのではないかなと思つてますが、中には非常に散乱をした管理をしておられると。もしかしたら火災につながるのではないかと心配するような集積の実態もあるわけですが、美しいまちづくり条例や施行規則の中には、勧告とかいろいろとうたわれているわけで、やはり今後またふえる傾向、どこの自治体も結構ああいふボックスが設置されているわけですけれども、養老町は特に多いのではないかなと思つていて本当に至るところにあつて、そういう条例に基づいて適切な指導も必要ではないかなというふうに通じているわけです。

この基本計画の説明の折には、町民と設置事業者とのトラブルはないということでございましたけれども、やはり町内を見渡しますと、今申し上げましたような現状もあるわけです、ぜひそういう火災や、また犯罪につながるような適切な対応を求めておきたいと思えますし、キロ六円という単価金額ですけれども、大垣市においては今年度この単価を二円くらい削減したということも聞くわけですが、この補助の単価の金額について、今後こういうふうなことが進めば、先ほど申しました子ども会とか、いろいろなところにも財源が少なくなるわけで、引き上げという

ようなことも求められてくるのかなということも思うわけですが、この単価六円に対しての見解といたしますか、お考えを伺っておきたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 木村生活環境課長、自席で答弁。

○住民福祉部生活環境課長（木村嘉志君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、無料回収ボックスの整備という形で、こちらのほうは近年の共稼ぎなどの家庭がふえたという時代ニーズにそぐわなくなつたこともあり、今では軽トラックの回収ではなく無料ボックスが置かれているという現状をうちのほうでは把握しておりますが、こちらのほうにおきまして、ごみ等の散乱が起きた場合には住民からの通報があり次第、すぐに環境パトロールの人間に手配するというあれはとっております。そちらのほうの問題等にはすぐ対応できるような形をとらせていただいております。

また、もう片方の一キロ当たり六円の助成についてということでございますが、西南濃管内におきましては市町村の一般的な平均が四・八円ということで、これにおきましても養老町は六円ということ、安いほうではなく割と高いほうでございますので、今のところそういう形での引き上げということを考えておりませんので、よろしく願います。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 教育費関係ですけれども、今回、給食調理員が不足して、その分減額になっておるわけですけれども、既に新年度が始まっております。現在、影響等、そのフォローをどのようになさっているのかというのを教えていただきたいのと、も

う一点、これまでの働き先の不足から、今、働き手の不足というような社会情勢の変化があるわけですけれども、このような中で人が足りない分ですね。今後どうやって集めていくか。募集の方法ですとか、新しい方法を何か考えている部分があればお教えいただきたいと思えます。

○議長（吉田太郎君） 佐藤教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（佐藤昌子君） ただいまの御質問でございますが、最終的に各学校に配置している調理員以外に、有休のときとか、けが、病気等のために応援で駆けつける職員が実は二十八年度については四名おつたんです。二十八年度についてはそれで対応ができたということです。

最終的に新しく職員としては、先ほどの小学校二、中学校一の三名欠員だったんですが、一名が三月から入っていただけのと、四月から一名入っていただけだったので、トータル一名足りないんですけれども、実はことしの四月以降、こども園に移行した関係で、今まで幼稚園分を小学校でつくっておつたんですが、それがこども園のほうで自己炊飯されるということで、最終的に調理員の想定している数として、中学校で結局二名少ない状態で、ただいま職員としては間に合っている状態なんですけれども、実はやはり病気で欠員の職員が出ておまして、今急遽という形で従前どおりでございますが、ハローワークですとか広報で募集をかけていく状態であります。

なかなか議員おっしゃるとおり、調理員についての募集はかけても申し込みがない状態になっておりますが、調理員さんのつながりと言いましようか、そういった中でもお声がけをさせていただいて、採用する方向で努めていきたいと思っております。



〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） もう一点だけお願いします。

例えば報酬の引き上げ等の考えというのはありますかね。

○議長（吉田太郎君） 佐藤教育委員会事務局長、自席で答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（佐藤昌子君） 調理員につきましては、二十八年度に単価を上げていく経緯がございます。ただ、他市町等の単価と比べましても、そこまで低い単価とは思っておりませんので、当面今の金額のほうで行く予定をしております。以上です。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 款六の農業水産費の関係ですが、機構集積協力金ということで、事業が減ったということで、一時のことを思うと進捗率もちよつとなえているなというように今、今、土地改良法を改正して基盤再整備というように国会のほうでぼつぼつ議論されておるところですが、こういったことで町内の現状の集積率というか、数字が出ましたら、面積と伺いたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 伊藤農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（伊藤幸広君） ただいまの田中議員の御質問に回答させていただきますが、まず機構集積、確かに昨年、二十八年度は大幅に一昨年に比べると集積が下がりました。二十六年年度に約五十ヘクター、そして二十七年には五百を超えるような面積が集まりましたが、昨年度も約五十ヘクターほどしか集まりませんでした。機構の助成の制度が若干変わったことがご

ざいまして、集積が進まなかったという部分がございます、大きく当初予算に比べれば実績額としては減ったという経緯でございます。

二点目の、今、養老町として大体どのくらい集積があるかというところでございますが、正確な数字のほうはちよつと今お答えはできませんけれども、機構自体の集積としては約三〇%弱です。ただ、いまだに農協さんの転貸とか相對という部分が含まれておりまして、全体としては六割を超えておるんですけれども、機構総量としてはまだ三〇%を切る程度の数字だったと記憶しておりますし、ただ、面積のほうは今言いました概算の面積で御了解いただければと思います。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 五番 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） 先ほどの説明の中に地方バス路線維持事業で、事業者のほうが増収ということを持ち出しのほうが三百二十六万八千円減額になったという説明がありました。この路線が増収になったのか。もしくは全体に底上げになっているのか。その底上げになった要因というのは何なのかというお考えをお聞かせいただけます。

○議長（吉田太郎君） 田中建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（田中一也君） 今の議員の御質問についてでございますが、路線バスの増収額についてでございますが、運送収入で全線の合計での前年比になりますけれども、大垣多良線で十六万五千円、海津線四百五十二万八千円になるとの報告を受けております。

要因といたしましては、購入単価の大きい回数券の購入が四%、

定期券の購入が大垣多良線で三%、海津線で五・四%増加したのが主な理由だというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 五番 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） 特に海津線のほうで大きく増収になっているような報告でございしますが、養老町のオンデマンドバス事業をその辺を踏まえて見直しをしていくとか、対策を一部修正したりというお考えを今後持つていくのか、その辺のお考えもちよつと聞かせていただければありがたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 田中建設課長、自席で答弁。

○産業建設部建設課長（田中一也君） 失礼しました。

今の議員の御質問に対してですけれども、まだ今現在のところでは具体的に考えというのは特には考えておりませんが、今後やはりオンデマンドバス、それと鉄道、あわせて協議をして、検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論はなしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よつて、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に日程第八、承認第七号 専決処分

の承認について（平成二十八年養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第三号））を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第七号 専

決処分の承認について（平成二十八年養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第三号））につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ五十七万九千円を追加し、予算総額を一千三百三十五万八千円とするものでございます。

今回の補正につきましては、介護予防支援プラン作成委託業務の会計処理の適正化を図るための必要額を計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長に補正説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 補正説明を高橋健康福祉課長。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） 失礼いたします。

それでは、私のほうから補正説明をさせていただきます。

最初に、七ページの歳出について御説明申し上げます。

総務費のサービス事業費の介護予防支援事業費、目一介護予防支援事業費では、介護予防支援プラン作成業務の三分の二の年度区分を平成二十八年で支出するため、五十七万九千円を増額いたしました。

次に、六ページの歳入につきまして説明させていただきます。

サービス収入の介護予防給付費収入、目一介護予防サービス計画費収入四十九万七千円を増額し、繰越金の繰越金、目一繰越金、

前年度繰越金で歳入全体で不足する財源八万二千円を充当するものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に日程第九、同意第一号 固定資産評価

員の選任同意についてを議題といたします。

なお、本案は同意の人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行い、討論を省略して採決を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第一号 固

定資産評価員の選任同意について御説明をさせていただきます。

地方税法第四百四条第一項の規定に基づき、固定資産評価員を

設置しておりますが、平成二十九年四月一日付の人事異動により、固定資産評価員が異動したため、地方税法第四百四条第二項の規定に基づき、固定資産に関する知識及び経験を有する次の者を新たに固定資産評価員に選任するため、同意を求めるところでございます。

記、住所、岐阜県養老郡養老町押越九百七十五番地一、古川一夫。

よろしく御承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

この採決は挙手によって行います。

本案を原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に日程第十、議案第三十四号 養北こ

ばの教室（仮称）建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

なお、本案は提案理由の説明後、質疑、討論を経て採決を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第三十四号

養北ことばの教室（仮称）建設工事請負契約の締結についての説明をさせていただきます。

養北ことばの教室（仮称）建設工事については、養北小学校の南側に児童発達支援事業所を建設するものであり、養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、議会の議決を求めるところでございます。

契約内容の詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 補足説明を高橋健康福祉課長。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

現在、高田地区のことばの教室では、児童発達支援を行っておりますが、利用申請が多く、支援が十分でない状況でありますので、飯田地区に養北ことばの教室（仮称）を建設し、支援を拡充するものであります。

その内容を御説明申し上げます。

一、契約の目的、養北ことばの教室（仮称）建設工事。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、一億四百七十六万円。税込みでございます。

契約の相手方、岐阜県養老郡養老町蛇持二十一番地、株式会社佐竹組、代表取締役 佐竹武。

工期は、本契約締結の日から平成三十年二月二十八日まででございます。

工事場所は、養老町飯田地内。

工事概要は、建築、電気設備、機械設備新築工事など。

建築面積は、二百五十八・六十八平方メートル。延べ床面積は、二百四十五・六十八平方メートル。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 今の説明の中で、ことばの教室の利用者が大きくふえておるということで、二カ所にするというような説明でございましたが、どのくらいの利用者がふえておるのかということと、それから二カ所に分かれて利用するというところで、どのような割り振りで利用者を選定していくのか。利用者を利用させていくのか。二カ所の利用状況の考え方をお尋ねいたします。

○議長（吉田太郎君） 高橋健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） ただいまの松永議員の御質問につきまして御回答申し上げます。

現在の高田のことばの教室の利用登録者数でございますが、例年六十名程度でございます。また、利用回数の方ですが、おおむね一カ月三回程度の支援回数ということでございます。

今回二カ所にするによりまして、支援回数をふやせるというような利点がございます。その割り振りにつきましては、利用者の方の住所、または保護者の方のお勧め先など利用者の利便性を考えまして、柔軟に対応してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 本来なら請負契約の締結という点で質

疑をしなければいけないとは思いますが、工事名なんですけれども、先ほど町長は、児童発達支援所というふうな言い方をされました。

実は、きのう子ども・子育て会議の新年度第一回目の会議を傍聴させていただいて、非常に建設的な意見なんかが出て、傍聴させていただいてよかったなあと思ったんですが、その中で、ことばの教室をもっと広げた形で行うと。療育センター的な要素を持ったものにしていくのではないかというふうな議論をしていくことがとても大切だというふうなお話がありました。そういうふうなこれからいろいろと子ども・子育て会議で議論される提言及び要望などについては、この養北ことばの教室、仮称ですけれども、こういう名称でいいのかどうか、その点についてお尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（吉田太郎君） 高橋健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） ただいまの水谷議員の御質問に対しまして御回答いたします。

まず、療育センターというふうな御発言でございましたんですが、現在、児童発達支援事業所の上位のところ、岐阜のほうに一つ児童発達支援センターというのがございますんですが、これにつきましては医療を伴うような施設でございます、町レベルで実施するに当たりましては、現在の児童発達支援事業所というところが精いっぱいのところではないかというふうにご考えてございます。

ただ、支援内容につきまして、現在、個別支援、それからグループ支援を行っておりますが、これは引き続き十分支援ができるようにしてまいりたいというふうにご考えてございます。

あと、名称につきましてですが、また三月議会までに設置条例

など上程する予定でございますので、その中でまた上程して議論申し上げたいというふうにご考えてございます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は十一時二十分よりいたします。

（午前 十時五十九分 休憩）

（午前十一時 二十分 再開）

○副議長（田中敏弘君） それでは、休憩を解き、再開いたします。

○副議長（田中敏弘君） ただいま休憩中に吉田太郎議長から議長

の辞職願が提出されました。

お諮りします。

本日の日程を変更して、議長の辞職許可についてを先議いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定しました。

これより議案等の配付をいたします。  
また、本日の日程の順次繰り下げをお願いします。

〔追加議案配付〕

○副議長（田中敏弘君） それでは、追加日程第一、許可第一号

議長の辞職許可についてを議題とします。

地方自治法第一百七十七条の規定によって、六番 吉田太郎君の退場を求めます。

〔議長 吉田太郎君 退場〕

○副議長（田中敏弘君） お諮りします。

議長の辞職について、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職については、これを許可することに決定しました。

〔六番 吉田太郎君 入場〕

○副議長（田中敏弘君） ここで、辞職されました吉田太郎君の御挨拶をお願い申し上げます。

○六番（吉田太郎君） 昨年の五月十七日に議員の皆様から御支援をいただきまして、第六十二代議長という大役をお受けいただきました。本当にありがとうございます。

今思えば一年間どのような形で議長の大役をするかが自分なりの責任感がありました。いろいろな人と出会い、特に議員の皆さんには議会活動に対して、本当にいろんな方々からも御支援い

ただいたことは僕にとっても大きな支援になりました。そして、岐阜県の市町村議長さんにもいろんな形でお会いし、いろんな方とのそうした出会いがありまして、本当に、僕なりにも勉強させていただきました。

そして、昨年から、その前からですけども、養老改元一三〇〇年プレイベントとか、いろんな形で一三〇〇年をどのような形で盛り上げたいかということ、いろんな会議、そして名古屋のナナちゃん人形とかいろんな形でPRもしてきました。徐々に徐々に一三〇〇年祭への、皆さん方のいろんな形で応援してくれるようになりました。養老町にとってこの養老改元一三〇〇年は将来にとって大事なイベントであります。そうした中で、僕なりにその機会を与えていただきました。本当にありがたく思っています。そして、岐阜県中の皆様方と、また特に養老町の各協議団体の方、住民の方、あちこちへ行っても、議長さん、本当に御苦労さまですと、そうした声を聞いて、本当に議長という大役をするのは大変だなあとということ、そして重みもあるなあとということを感じました。この一年間、本当に自分なりに少しでも成長したなと思いました。

そうした中、ことし養老改元一三〇〇年祭が三月二十日オープンングということで、すばらしい天候のもとスタートもできました。そうしたスタートが切れたということは、一三〇〇年祭をぜひとも成功に導いて、そして養老町が五年後、十年後、さらに百年後を目指して、孫、子供たち、そして皆様方と養老町をもっともっと大切な町にしたいと思えます。本当に皆様方のお力をかりてありがたいと思えます。

議員の皆様方には議員活動並びにいろいろと、そして議会への思いもありがとうございます。本当に僕のほうとしても、こと

し一年間皆さん方のお力によって無事議長という大役も終わるようになりました。本当にありがとうございます。また、大橋町長初め町関係の方々、職員の方、本当に皆さん方の一年間のいろいろな一三〇〇年に向けてとか、行政、住民に向けての思いが自分なりにも痛感しました。本当に一年間ありがとうございます。これからも養老町が議員の皆さん方と一緒に頑張りますようお願いして、これからも議員活動に精いっぱい頑張っていきますのでよろしくお願ひして、皆さん方に最後の一年間本当にありがとうございます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（田中敏弘君） ありがとうございます。

○副議長（田中敏弘君） ただいま議長辞職の許可により議長が欠員となりました。  
お諮りします。

本日の日程の順序を変更して、議長選挙についてを先議いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定しました。

本日の日程の順次繰り下げをお願いします。

ここで暫時休憩とします。

再開時間は後でお知らせします。

（午前十一時二十八分 休憩）

（午前十一時 四十分 再開）

○副議長（田中敏弘君） 追加日程第二、選挙第一号 議長選挙に

ついてを議題とします。

お諮りします。

議長選挙については、いかなる方法がよろしいか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（田中敏弘君） 十三番 水谷君。

○十三番（水谷久美子君） 指名投票による選挙でお願いします。

○副議長（田中敏弘君） ただいま水谷議員より投票による選挙を行うよう発言がありましたので、投票により選挙を行います。

では、議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（田中敏弘君） ただいまの出席議員数は十三名です。  
次に立会人を指名します。

会議規則第三十二条第二項の規定により、立会人に北倉義博君、岩永義仁君を指名します。

それでは、投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○副議長（田中敏弘君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○副議長（田中敏弘君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（田中敏弘君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

一番議員から順次投票願ひます。

〔投票〕

○副議長（田中敏弘君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（田中敏弘君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。

北倉義博君、岩永義仁君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○副議長（田中敏弘君） 開票の結果を報告します。

投票総数十三票、有効投票十二票、無効投票一票です。

有効投票のうち、青山貞一君六票、早崎百合子君六票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は四票です。青山貞一君と早崎百合子君の得票数はこれを超えており、同数です。

この場合、地方自治法第十八条第一項の規定は、公職選挙法第九十五条第二項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

青山貞一君及び早崎百合子君が議場におられますので、くじを引いていただきます。演台までお越してください。

くじは二回引きます。一回目は、くじを引く順序を決めるためのもので、二回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。青山貞一君、早崎百合子君とくじを引いてください。

〔くじ引き〕

○副議長（田中敏弘君） くじを引く順序が決定しましたので、報告します。

一番目、早崎百合子君、二番目、青山貞一君、以上のとおりです。

これより当選人を決定するくじを行います。

一番目、早崎百合子君、くじを引いてください。

〔くじ引き〕

○副議長（田中敏弘君） くじの結果を報告します。

青山貞一君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（田中敏弘君） ただいま議長に当選された青山貞一君に

会議規則第三十三条第二項の規定により当選の告知をします。

ここで、当選されました青山貞一新議長より御挨拶をお願いします。

○新議長（青山貞一君） ただいまは選挙の結果、議長という職を

拝命いたしました。大変厳しい選挙の結果であります。より一層円満なる議会運営に努めてまいりたいと思っております。議員の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

差し当たり私ども、さきの吉田議長も言いましたように、一三〇〇年まだ始まったばかりであります。これを何が何でも成功裏に終わらせたい。そして、またこの町も懸念されております。人口減という大変な問題がございます。いろいろ町長の方針もございまいりますが、議会といたしましても最大テーマとして取り組んでまいりたい、こんな思いでおりますので、議員の皆様どうぞひとつよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

（拍手）

○副議長（田中敏弘君） ありがとうございます。

それでは、青山貞一議長、議長席にお着き願います。

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（青山貞一君） 就任早々ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は午後一時といたします。



(午前十一時五十六分 休憩)

(午後 一時 ○○分 再開)

○議長(青山貞一君) 休憩を解き、再開します。

○議長(青山貞一君) ただいま休憩中に田中敏弘副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

本日の日程の順序を変更して、副議長の辞職許可についてを先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(青山貞一君) 異議なしと認めます。

よって、本日の日程を変更し、先議することに決定しました。議案等の配付をいたします。

また、本日の日程の順次繰り下げをお願いします。

〔追加議案配付〕

○議長(青山貞一君) それでは、追加日程第三、許可第二号 副議長の辞職許可についてを議題とします。

地方自治法第一百七十七条の規定によって、九番 田中敏弘君の退場を求めます。

〔副議長 田中敏弘君 退場〕

○議長(青山貞一君) お諮りします。

副議長の辞職について、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(青山貞一君) 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職について、これを許可することに決定い

たしました。

〔九番 田中敏弘君 入場〕

○議長(青山貞一君) ここで、辞職されました田中敏弘君の御挨拶をお願い申し上げます。

○九番(田中敏弘君) 副議長退任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

在任中は町長初め執行側各位並びに議員各位におかれましては、一方ならぬ御理解、御協力を賜りありがとうございました。おかげをもちまして大過なく職責を全うすることができました。ここに厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、ことしは憲法と同じく地方自治法施行七十年を迎えております。ある有識者は、幾多の改正や分権改革等で地方行政のなめである首長と議会が果たすべき役割は拡大し、二元代表制はますます重みを増している。しかし、現状は首長と議会が距離を縮めて、ほぼ一体化するケースが多々あり、二元代表制が揺らいでいる。ある統計によりますと、平成二十七年度の当初予算を初め条例、人事案件等の執行側提出原案を修正せずに可決した全国町村議会議案の割合は七万議案のうち約九十九・五％に上り、まさに丸のみが常態化し、議会は追認機関状態となっている。首長と議会が緊張感を持ってチェックし合う二元代表制の機能を十分に發揮しているかは微妙であり、もっと存在感を示す議会が求められていると論評いたしておりますが、私も全く同感でございます。すし、責任を感じておるところでございます。このようなことから、議員各位におかれましては、現状を再認識され、奮起を促し、町民の皆様方の課題解決のために常に問題意識を持って議員活動をしていくことをここに決意し、副議長退任の挨拶いたします。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(青山貞一君) ありがとうございました。

○議長(青山貞一君) ただいま副議長辞職の許可により副議長が欠員となりました。お諮りします。

本日の日程の順序を変更して、副議長選挙についてを先議いたしたいと思えます。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(青山貞一君) 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定しました。

本日の日程の順次繰り下げをお願いします。

○議長(青山貞一君) それでは、追加日程第四、選挙第二号 副議長選挙についてを議題とします。

お諮りします。

副議長選挙については、いかなる方法がよろしいか。

〔挙手する者あり〕

○議長(青山貞一君) 十番 松永議員。

○十番(松永民夫君) 投票による選挙をお願いします。

○議長(青山貞一君) ただいま松永議員より、投票による選挙を行うよう発言がありましたので、投票により選挙を行います。議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長(青山貞一君) ただいまの出席議員数は十三名です。次に立会人を指名します。

会議規則第三十二条第二項の規定により、立会人に長澤龍夫君、大橋三男君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長(青山貞一君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(青山貞一君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長(青山貞一君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

一番議員から順次投票願います。

〔投票〕

○議長(青山貞一君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(青山貞一君) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

長澤龍夫君、大橋三男君、開票を行いますので、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長(青山貞一君) 開票の結果を報告します。

投票総数十三票、有効投票十一票、無効投票二票です。

有効投票のうち、大橋三男君十一票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は三票です。したがって、大橋三男君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（青山貞一君） ただいま副議長に当選された大橋三男君が議場におられます。会議規則第三十三条第二項の規定により当選の告知をします。

ここで、当選されました大橋三男君、新副議長より御挨拶をお願いいたします。

○新副議長（大橋三男君） ただいま副議長という重責を拝命いたしました大橋でございます。皆様方には本当にありがとうございます。ありがとうございました。

先ほど来、町長初め新議長さん、また旧副議長さん等のお話の中でも一三〇〇年祭やら、いろんな行政についてのお話がありました。私もそういったことの受け継ぎを十二分に認識をしながら、今後養老町のために尽くしていきたいと、そんなふうにお思っております。

また、ことしは一三〇〇年祭の真ただ中でございます。成功に終わることを皆様方と御協力を願いながら重責を果たしていきたいと、そのように思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

簡単ではございますが、引き続きよろしくお願ひします。終わります。（拍手）

○議長（青山貞一君） 副議長の挨拶が終わりました。

○議長（青山貞一君） 次に日程第十一、選任第二号 常任委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条第二項の規定により議会において選任することになっており、同条第四項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、総務民生委員会委員には、北倉義博君、長澤龍夫

君、三田正敏君、早崎百合子君、田中敏弘君、林輝見君、水谷久美子君、以上の七名を指名します。

また、産業建設委員会委員には、岩永義仁君、大橋三男君、吉田太郎君、野村永一君、松永民夫君、私青山貞一、以上の六名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、各常任委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

それでは、直ちに各常任委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。

総務民生委員会は、四階南委員会室にて、産業建設委員会は、四階北委員会室にてお願ひします。

ここで暫時休憩とします。

再開時刻は後でお知らせをします。

（午後一時十五分 休憩）

（午後一時五十分 再開）

○議長（青山貞一君） 休憩を解き、再開します。

休憩中に各常任委員会が開催されました。その結果について委員長報告を求めます。

最初に、総務民生委員会委員長 早崎百合子君。

○総務民生委員長（早崎百合子君） 総務民生委員会の報告を行います。

ただいまの休憩中に、委員全員出席のもとに総務民生委員会を

開会しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私早崎百合子が投票により、副委員長には水谷久美子委員が指名推選により選任されました。

私は、もとより微力でございますが、委員各位の御支援をいただきながら、当委員会に課せられました健全な行財政運営と協働の推進を図りながら、少子・高齢化対策や災害対策などの充実に努め、健康で生き生きと暮らせるまちづくりや、さらなる福祉事業の推進など、当委員会としての役割を果たす所存でございます。よろしく御指導のほどお願い申し上げます。

以上、総務民生委員会の報告といたします。

○議長（青山貞一君） ありがとうございます。

次に、産業建設委員会委員長 吉田太郎君。

○産業建設委員長（吉田太郎君） ただいま休憩中に、委員全員出席のもとに産業建設委員会を開催しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私吉田太郎が指名推選により、副委員長には松永民夫委員が指名推選により選任されました。

このたび委員長の重責を仰せつかり、微力ではございますが、委員諸君の協力のもと、安全、快適な住みよいまちづくりや活気ある産業づくりのため、都市生活基盤の強化・充実や企業誘致の推進、さらに道路体系の整備に全力で努力したい所存でございます。よろしく御指導のほうお願い申し上げます。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

○議長（青山貞一君） ありがとうございます。各常任委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（青山貞一君） 次に日程第十二、選任第三号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案は、委員会条例第七条第二項の規定により、議会において選任することになっており、同条第四項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会運営委員会委員には、三田正敏君、吉田太郎君、田中敏弘君、松永民夫君、水谷久美子君、以上五人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員には、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

○議長（青山貞一君） 次に日程第十三、選任第四号 議会改革特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条第三項の規定により、議会において選任することになっており、同条第四項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会改革特別委員会委員には、岩永義仁君、大橋三男君、三田正敏君、田中敏弘君、林輝見君、不肖私青山貞一、以上六人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、議会改革特別委員会委員に選任することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定いたしました。

○議長（青山貞一君） 次に日程第十四、選任第五号 議会だより編集特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条第三項の規定により、議会において選任することになっており、同条第四項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会だより編集特別委員会委員には、北倉義博君、長澤龍夫君、吉田太郎君、早崎百合子君、松永民夫君、以上五人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、議会だより編集特別委員会委員に選任することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、議会だより編集特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決しました。

○議長（青山貞一君） 次に日程第十五、選任第六号 養老鉄道存続特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条第三項の規定により議会において選任することになっており、同条第四項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、養老鉄道存続特別委員会委員には、北倉義博君、

岩永義仁君、長澤龍夫君、大橋三男君、三田正敏君、吉田太郎君、早崎百合子君、田中敏弘君、松永民夫君、林輝見君、不肖青山貞一です、水谷久美子君、以上十二人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、養老鉄道存続特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、養老鉄道存続特別委員会の委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

それでは、直ちに議会運営委員会及び各特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開時間は後でお知らせします。

（午後一時五十八分 休憩）

（午後二時三十五分 再開）

○議長（青山貞一君） 休憩を解き、再開します。

休憩中に、議会運営委員会及び各特別委員会が開催されました。その結果について、委員長長の報告を求めます。

最初に、議会運営委員会委員長 松永民夫君。

○議会運営委員長（松永民夫君） 御無礼をいたします。ただいまの休憩中に、委員全員出席のもとに議会運営委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私松永民夫が指名推選により、副委員長には、三田正敏委員が指名推選により選任されました。

浅学非才を省みまして責任の重さを痛感しておりますが、皆様

の御協力をいただきながら、議会が活発に、かつ円滑に運営されますよう鋭意努力をいたす所存でございます。よろしく御指導のほど、お願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（青山貞一君） ありがとうございます。

次に、議会改革特別委員会委員長 岩永義仁君。

○議会改革特別委員長（岩永義仁君） ただいまの休憩中に、委員全員出席のもとに議会改革特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私岩永義仁が指名推選により、副委員長には三田正敏委員が指名推選により選任されました。

議会が町の二元代表制の一翼として政策立案や政策提言を積極的に、また町民の皆様の負託に応え得る、町民により身近な議会としての役割を果たしていくため、議会のあるべき姿について、さらに調査・研究を行うなど鋭意努力する所存でございます。よろしく御指導のほどお願い申し上げます。

以上、議会改革特別委員会の報告といたします。

○議長（青山貞一君） ありがとうございます。

次に、議会だより編集特別委員会委員長 長澤龍夫君。

○議会だより編集特別委員長（長澤龍夫君） 失礼いたします。

ただいまの休憩中に、委員全員出席のもとに議会だより編集特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私長澤龍夫が指名推選により、副委員長には北倉義博委員が指名推選により選任されました。

今後、委員各位の協力を得ながら、町民の皆様に、議会がより身近で親しまれるよう、住民目線に立った、わかりやすく、読み

やすい紙面づくりに努力いたす所存でございます。よろしく御指導のほどお願いいたします。

以上、議会だより編集特別委員会の報告といたします。

○議長（青山貞一君） ありがとうございます。

次に、養老鉄道存続特別委員会委員長 田中敏弘君。

○養老鉄道存続特別委員長（田中敏弘君） ただいまの休憩中に、委員全員出席のもとに養老鉄道存続特別委員会を開催しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私田中敏弘が指名推選により、副委員長には水谷久美子委員が指名推選により選任されました。

本町にとつてなくてはならない養老鉄道が沿線市町の費用負担のもと設立した新法人を第三種鉄道事業者として存続していくことが決定いたしました。今後は養老鉄道のさらなる活性化という目標に向けて、県や沿線市町の議会とも連携を図りながら、今後想定されるさまざまな課題に対する調査・研究を行うとともに、新たな費用負担が発生する場合には、執行機関への監視機能を十分に発揮しながら、町民の皆様への説明責任を果たせるよう鋭意努力する所存でございます。よろしく御指導のほどお願い申し上げます。

以上、養老鉄道存続特別委員会の報告といたします。

○議長（青山貞一君） ありがとうございます。各委員長の報告が終わりました。

○議長（青山貞一君） 次に日程第十六、同意第二号 監査委員の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第一百七十七条の規定により、十一番 林輝見君の退場を求めます。

〔十一番 林輝見君 退場〕

○議長（青山貞一君） それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第二号 監査委員の選任同意についての説明をさせていただきます。

現監査委員 松永民夫氏の辞任に伴い、地方自治法第九十六条第一項の規定により、住所、養老郡養老町下笠八百七十九番地、氏名、林輝見氏を後任の監査委員として選任するため、同意を求めらるるものでございます。

以上で同意第二号 監査委員の選任同意についての説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、採決を行いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

〔十一番 林輝見君 入場〕

○議長（青山貞一君） お諮りします。

次の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議

会閉会中にも議会運営委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定しました。

○議長（青山貞一君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成二十九年第一回養老町議会臨時会を閉会します。長時間御苦労さまでした。

（閉会時間 午後二時四十五分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた  
めここに署名する。

平成二十九年五月十二日

議長 吉田 太郎

新議長 青山 貞一

副議長 田中 敏弘

議員 松永 民夫

議員 林 輝見